

## 給付内容について

### ●手当金の計算基準の変更

傷病手当金と出産手当金の計算基準が見直され、被保険者だった期間のうち直近1年間の標準報酬日額の平均から1日当たりの支給額が計算されます。

※標準報酬月額が定められた月が12ヵ月にみえない場合は「直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額の30分の1」もしくは「支給開始日が属する年度の前年度の9月30日時点の全被保険者の標準報酬月額の平均額の30分の1」のいずれか少ない額が基準となります。

現 行	平成28年4月から
1日当たりの支給額 標準報酬日額の3分の2	1日当たりの支給額 直近1年間の標準報酬日額の平均の3分の2



### どうなる?

現行は直近の標準報酬月額の30分の1を基に計算されることから、休業直前の報酬額だけが手当金の支給額に反映されていました。改正後は1年間の平均を基に計算されるため、より実状に近い支給額の計算ができるようになります。



### ●入院時の食費の負担額の引き上げ

入院時の食費の一部として負担する食事療養標準負担額が段階的に引き上げられる予定です。

現 行	平成28年4月から	平成30年4月から
1食当たり 260円	1食当たり 360円	1食当たり 460円

※低所得の人の負担額は変わりません。

### どうなる?

入院中の食費は、本来1食640円。65歳未満の人はそのうち380円が健康保険で賄われるため、1食260円の負担で済んでいます。平成28年4月以降は、健康保険からの食費の給付が縮小されることで、段階的に自己負担が増えます。

## 標準報酬月額・標準賞与額について

### ●標準報酬月額の上限の引き上げ

保険料の計算の基準となる標準報酬月額の上限が引き上げられ、121万円から**139万円**になります。区分も47等級から50等級に拡大されます。

現 行	平成28年4月から
上限121万円 (47等級)	上限139万円 (50等級)

### どうなる?

標準報酬月額の上限が引き上げられることで、毎月の報酬が123万5,000円を超える高所得の人が負担する保険料が増加します。支給額がそこまで高くない場合はこれまで通りです。

### どうなる?

賞与にかかる保険料は、これまで年度の累計額の上限が540万円で、それ以上支給された賞与には保険料はかかりませんでした。上限の引き上げで、賞与の支給額が年度で540万円を超える人では負担が増えます。

### ●標準賞与額の累計額の上限引き上げ

賞与からの保険料は1,000円未満を切り捨てた標準賞与額から計算されます。この標準賞与額の年度の累計額の上限が540万円から**573万円**に引き上げられます。

現 行	平成28年4月から
保険料の対象となる 年度上限額 540万円	保険料の対象となる 年度上限額 573万円

平成28年  
4月から  
変わります

平成28年4月から一部の健康保険の制度が変わります。保険料や給付内容に影響しますので、確認しておきましょう。

健康保険の制度改正のご案内

### ●患者申出療養の創設

「患者申出療養」が創設され、患者からの申し出により、国が安全性、有効性、実施計画の内容を審査した治療が保険外併用療養費の支給対象となります。これにより必要と認められれば、国内では未承認の医薬品による治療などを、健康保険の治療と併用して受けられるようになります。

### ●紹介状なしで大病院を受診する際の定額負担の導入

紹介状を持参せずに大病院(特定機能病院および500床以上の病院)を受診した場合などに、初診または再診時に医療費の一部負担金に加えて定額の特別料金が徴収されるようになります。特別料金は、5千円～1万円程度が検討されています。

健康保険法の一部改正により、平成28年4月から健康保険の制度が一部変わります。今回の改正では、より公平・適正な保険料負担と給付内容とするために、標準報酬月額や標準賞与額の上限の見直しのほか、出産手当金・傷病手当金の計算基準の変更、入院時の食費負担の引き上げなどが行われます。また、「患者申出療養」の創設、紹介状なしで大病院を受診した際の定額負担の導入なども実施されます。気になる毎月の保険料への影響ですが、標準報酬月額と標準賞与額の見直しで保険料の負担増につながるのとは、所得が高額な人に限られます。該当しない人はこれまでと同じで影響はありません。

健康保険法の一部改正により、平成28年4月から健康保険の制度が一部変わります。

